

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和四年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 奈良市佐紀町地先（平城宮跡）
- 三 測量の期間 令和四年七月一日から同年十月三十日まで